

鳥取県告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社 和企画	倉吉市幸町532-1	デイサービスセンターほほえみ	倉吉市大原634-3	通所介護	平成24年6月3日
〃	〃	訪問介護のぞみ	〃	訪問介護	平成24年6月1日
株式会社 BANG	鳥取市富安二丁目151-1	訪問看護ステーションナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	訪問看護、居宅療養管理指導	平成24年5月23日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社 和企画	倉吉市幸町532-1	デイサービスセンターほほえみ	倉吉市大原634-3	介護予防通所介護	平成24年6月3日
〃	〃	訪問介護のぞみ	〃	介護予防訪問介護	平成24年6月1日
株式会社 BANG	鳥取市富安二丁目151-1	訪問看護ステーションナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成24年5月23日